

新規に建築士事務所の開設を予定されている皆様へ

## 建築士事務所を管理する建築士について

島根県土木部建築住宅課

「建築士法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 114 号）」が平成 20 年 11 月 28 日から施行され、建築士事務所を管理する建築士（以下、管理建築士という。）となるためには、建築士として 3 年以上の設計等の業務（注）に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた講習機関が行う講習（以下、管理建築士講習という。）を受講及び修了することが必要となります。

法施行（平成 20 年 11 月 28 日）時点で既に建築士事務所の管理建築士である方については、法施行後 3 年間に、業務要件を満たし、管理建築士講習を受講すればよいこととなっておりますが、法施行後新規に建築士事務所登録をする場合はこの経過措置の対象外となり、必ず管理建築士講習の修了が必要となりますので御注意頂きますようお願いいたします。

（注）

設計等の業務としては、建築士事務所の開設が必要となる業務（設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定等）が認められます。

（根拠条文）

（建築士事務所の管理）

第二十四条 建築士事務所の開設者は、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとに、それぞれ当該一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士を置かなければならない。

2 前項の規定により置かれる建築士事務所を管理する建築士（以下「管理建築士」という。）は、建築士として三年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、第二十六条の五第一項の規定及び同条第二項において準用する第十条の二十三から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下この章において「登録講習機関」という。）が行う別表第三講習の欄に掲げる講習の課程を修了した建築士でなければならない。

3 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。

この件に関する照会先

島根県土木部建築住宅課 建築指導スタッフ 建築士法担当

TEL(0852)22-5219 FAX(0852)22-5218 E-mail : kentiku@shimane.lg.jp